

## 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（茨城県）

1 期間 令和5年度 第3四半期（令和5年 10月～12月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	2	隔週	2	1
果実類	-	-	-	-
きのこ・山菜類	3	月1回以上 (山菜、野生きのこ類は適宜)	150	44
野生鳥獣の肉	イノシシ肉			
穀類		2	週1回	5
海産魚種	海産魚種	75	週1回	220
	内水面魚種	10	月2回	19
その他	茶	-	-	-
小計		92	-	396
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品		3	6	
計		95	402	

## 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(茨城県)

茨城県 令和5年度 第3四半期

※ 種類	10月	11月	12月	市町村・対象品目	検査時期	検査方法 (各品目の生産・出荷がある期間に、出荷前検査を行う)
<b>1. 野菜類</b>						
D 非結球葉菜類(ホウレンソウ等)						
結球葉菜類(キャベツ等)	○	○		サニーレタス(古河市)、ハクサイ(古河市)		
果菜類(トマト等)						
茎菜類(セロリ等)						
根菜類(ダイコン等)						
多年生の野菜(アスパラガス等)						
ハーブ類等(セリ等)						
花蕾類(カリフラワー等)						
未成熟豆類(エダマメ等)						
<b>2. 果実類</b>						
D ベリー類(ブルーベリー)						
かんきつ類(ミカン・ユズ)						
クリ						
カキ						
ウメ						
ブドウ						
キウイフルーツ						
リンゴ						
ナシ						
<b>3. きのこ・山菜類</b>						
C 原木しいたけ	○	○	○	43市町村		出荷が行われている市町村ごとに実施
原木きのこ	○	○	○	44市町村		出荷が行われている市町村ごとに実施
A 野生きのこ類(チチタケ等)	○	○	○	35市町村		出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
山菜類(タケノコ、こしあぶら、たらのめ等)	○	○	○	44市町村		出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
<b>4. 畜産物</b>						
D 乳						
<b>5. 野生鳥獣の肉</b>						
A イノシシ肉				(石岡市、高萩市)	捕獲時に適宜検査(狩猟時期(11月～3月))	本県の出荷・検査方針に基づき実施
<b>6. 谷類</b>						
D 麦						
米						
ソバ		1		筑西市・玄そば	11月	各品目の生産・出荷がある期間にサンプルを採取し、検査を行う
D 大豆		1	3	県北、県央、県南、県西農林事務所管内の市町村(4市町村)・大豆	11月～12月	各品目の生産・出荷がある期間にサンプルを採取し、検査を行う
D 小豆						
落花生						
<b>7. 海産魚種</b>						
C 内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(天然ウナギ)		
D 海産魚介類	○	○	○	県内海域(シラス、ヒラメ、イカ・タコ類他)		
内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(シジミ他)		
<b>8. その他</b>						
D 茶						
D 生鮮品又は加工品				全県域	通年	県内事業者が製造した又は県内流域の県外製造の加工食品(飲料水、乳児用食品、一般食品)を月1回程度

※ A: 基準値超過が検出されたもの B: 基準値の1/2の超過が検出されたもの  
C: 検査の必要性が指示されているもの D: 各自治体において計画的に実施するもの